

# 営農活動支援交付金に係る業務方法書

栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 本業務方法書は、農地・水・環境保全向上対策実施要綱（平成19年3月30日付け18農振第1777号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）農地・水・環境保全向上対策交付金交付要綱（平成19年3月30日付け18農振第1868号農林水産省事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び農地・水・環境保全向上対策実施要領（平成19年3月30日付け18農振第1778号農林水産省生産局長、農村振興局長通知。以下「実施要領」という。）及び栃木県農地・水・環境保全向上対策補助金交付要領（平成19年4月2日農振第193号）以下「県交付要領」という。）に基づき、栃木県農地・水・環境保全向上対策推進協議会（以下「県協議会」という。）が行う営農活動支援交付金に係る業務の方法について基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資することを目的とする。

### (業務運営の基本方針)

第2条 県協議会は、その行う業務の重要性にかんがみ、実施要綱、交付要綱、実施要領、営農活動支援交付金の交付決定に当たって関東農政局長から付された条件、県実施要領、県交付要領、本業務方法書その他の法令等を遵守し、関係機関との緊密な連絡の下に資金を安全に管理しつつ、実施要綱別紙2の第4の2の対象活動組織（以下「対象活動組織」という。）に対する営農活動支援交付金の交付その他の業務を適正かつ効率的に運営しなければならない。

- 2 県協議会は、実施要綱、実施要領、県実施要領その他法令等を遵守する対象活動組織が、本業務方法書に定めた手続きに従って営農活動支援交付金の交付の対象となる活動を行う場合、営農活動支援交付金を交付するものとする。

## 第2章 事業の実施

### (実施方針)

第3条 県協議会長は、実施要領第5の3の(1)及び県実施要領に定めるところにより実施方針を作成し、総会の議決を得、県と協議した上で国の承認を受けた後、県協議会に備え置き、広く閲覧が可能なものとする。また、実施方針を変更した場合も、上記に準じるものとする。

### (資金の管理)

第4条 県協議会は、国、県及び関係市町の営農活動支援交付金の交付を受け、積み立てた資金について、営農活動支援交付金会計を設けて管理するものとする。この際、収入及び支出の状況及び財政状態を的確に把握するため必要な勘定科目を設けることとする。

- 2 県協議会は、営農活動支援交付金にあっては営農活動支援交付金会計から交付するものとする。また、営農活動支援交付金会計の資金を当該用途以外の用途に使用してはならない。

- 3 県協議会は、第1項の資金を金融機関への預金により管理するものとする。
- 4 県協議会は、前項の資金の運用により生じた運用益を資金に繰り入れるものとする。
- 5 県協議会は、平成23年度末に残額が生じたときは、当該残額を国及び地方公共団体に返還するものとする。

(営農活動支援交付金に係る採択申請及び採択決定)

第5条 営農活動支援交付金の交付を受けようとする対象活動組織の代表者は、実施要領第5の9の(9)により、営農活動支援交付金の採択申請書を、採択を受けようとする年度の6月30日(平成19年度においては、当該年度の8月31日)までに県協議会長に提出するものとする。その際、実施要綱別紙2第4の2の(2)の内容が記載された規約(以下「規約」という。)実施要綱別紙2第4の2の(1)の内容が記載された協定(以下「協定」という。)及び実施要領第5の9の(4)の生産計画に対する意見書を添付するものとする。

- 2 県協議会長は、前項の申請を受けたときは、申請書を審査の上、当該対象活動組織に営農活動支援交付金を交付することが適当と認められるときは、県実施要領に定めるところにより県と協議した上で採択を決定し、実施要領第5の9の(10)により、速やかに対象活動組織の代表者に営農活動支援交付金に係る採択通知書を交付するものとする。
- 3 対象活動組織の代表者は、第1項により県協議会長に提出した協定について営農活動支援交付金の交付額の増加を伴う変更を行った場合は、実施要領第5の9の(11)のアにより、速やかに県協議会長に承認を申請しなければならない。その際、変更した協定を添付するものとする。
- 4 県協議会長は、前項の申請があり、その内容が適切であると認められる場合には、県と協議した上で速やかにこれを承認し、実施要領第5の9の(11)のイにより、対象活動組織の代表者に通知するものとする。
- 5 対象活動組織の代表者は、第1項により県協議会長に提出した規約又は協定について営農活動支援交付金の交付額の増加を伴わない変更をしたときは、実施要領第5の9の(11)のウにより、県協議会長に届出を行うものとする。その際、変更した協定を添付するものとする。
- 6 県協議会長は、前項の届出を受けた場合は、速やかに県に報告するものとする。

(営農活動支援交付金に係る申請及び支払)

第6条 対象活動組織の代表者は、第5条2項の採択通知書の交付後、営農基礎活動支援に係る営農活動支援交付金の交付について参考様式第1号により県協議会長に申請するものとする。また、先進的営農支援に係る営農活動支援交付金の交付については、原則として実施要領第5の11の実施状況の確認後に実施要領第5の11の(3)の実施状況の確認通知書を添付して参考様式第2号により県協議会長に申請するものとする。

- 2 県協議会長は、対象活動組織の代表者から前項の申請があり、その内容が適正であると認められた場合には、県知事と協議した上で、第4条第1項の営農活動支援交付金会計の資金から、速やかに交付金を対象活動組織に交付するとともに、参考様式第3号及び第4号により通知するものとする。この際、支出勘定科目を明確にしておくこととする。

- 3 対象活動組織は、毎年度末に営農基礎活動支援に係る営農活動支援交付金に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。また、対象活動組織は、平成23年度末に先進的営農支援に係る営農活動支援交付金に残額が生じたときは、当該残額を地域協議会に返還するものとする。

(交付金の返還等)

第7条 対象活動組織において、協定で定められた事項が遵守されていない場合等には、県協議会長は、交付した営農活動支援交付金の全部又は一部について、返還等の措置を講じるものとする。

- 2 返還の措置を講じる場合、県協議会長は対象活動組織への営農活動支援交付金の交付を停止し、遵守されていない事項、返還の額及び返還の期日を記載した書面を対象活動組織の代表者に送付しなければならない。
- 3 前項の交付金の返還を求められた対象活動組織は、前項の期日までに求められた額を県協議会に返還しなければならない。ただし、やむを得ない事情があるときは、対象活動組織の代表者は、県協議会長に対し、期日の延長を求めることができる。この措置を求める場合には、対象活動組織の代表者は、期日までに返還できない理由を記載した書面を返還の期日の前日までに県協議会長に提出しなければならない。
- 4 県協議会長は、前項の期日の延長を求められた場合には、その理由が真にやむを得ない事情であると認められるときにあってはこれを認め、改めて、返還の期日を記載した書面を対象活動組織の代表者に送付するものとし、真にやむを得ない事情であると認められないときにあってはその旨を対象活動組織の代表者に通知しなければならない。
- 5 第2項から第4項までの手続きにより対象活動組織から返還があった場合、県協議会長は、対象活動組織の代表者の営農活動支援交付金等の再開に係る意思を確認し、第6条の1の手続きを経た後、営農活動支援交付金の交付を再開するものとする。

### 第3章 報 告

(実施状況の報告)

第8条 対象活動組織の代表者は、毎年度、実施要領第5の16の(1)により営農活動支援交付金の実施状況調書を作成し、翌年度の4月10日までに県協議会長に提出するものとする。

### 第4章 雑 則

(事業期間)

第9条 本対策の事業期間は、平成19年度から平成23年度までの5年間とするものとする。

附 則

この業務方法書は、関東農政局長の承認のあった日から施行する。